

## 落札後の注意事項

### 1. 権利移転手続き

落札後、横須賀市上下水道局から落札された方へ電子メールなどにより契約締結に関する案内を行います。

#### ■必要な費用

##### 【契約保証金】

売買契約締結と同時に売買代金全額を納付していただくので、契約保証金はありません。

##### 【収入印紙】

売買契約書に貼付する収入印紙です。印紙税法に基づき、契約金額に応じた額面の収入印紙が必要となります。額面については、落札決定後横須賀市上下水道局からお知らせします。

##### 【売買代金の残金】

落札金額から入札保証金の額を除いた金額を、売買契約締結と同時に一括で納めてください。納付の方法は、横須賀市上下水道局が発行する納入通知書兼領収書により横須賀市上下水道局が指定する金融機関等で納付してください。

##### 【登録免許税】

所有権移転登記に必要な国税です。登録免許税相当分の収入印紙が必要となります。

##### 【ご注意】

上記費用は、売買契約時に一括で納付してください。

#### ■必要な書類

必要な書類の一部は横須賀市上下水道局ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/6760/kyokuyuuti/fujimisou2.html>

#### ■権利移転の時期と要する期間

##### 【権利移転の時期】

落札者が売買代金を完納した時点で所有権は落札者に移転します。

##### 【登記手続き完了までの時間】

横須賀市上下水道局が売払代金の納付を確認し、登録免許税相当分の収入印紙を受領後、速やかに登記手続きを行います。所有権移転登記手続きには2週間程度の期間を要します。なお、金融機関からの借入金担保のために、所有権移転登記時に連件で抵当権設定の同時申請をされる場合は、事前にご相談ください。

## 2. 重要事項

### 【引き渡し条件】

売買物件は、所有権移転と同時に現状有姿で引渡します。(現地での引渡しは行いません。)したがって、横須賀市上下水道局は工作物の補修、改築、撤去、立木の伐採、草刈りなどには応じません。また、越境物の処理について、横須賀市上下水道局は関与しません。土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民などとの調整などが生じた場合についても横須賀市上下水道局は関与しません。

### 【入札保証金の取扱い】

落札者はインターネット公有財産売却システム上の物件詳細画面や横須賀市上下水道局ホームページなどに記載された契約締結期限までに、横須賀市上下水道局と売却物件の売買契約を締結しない場合、参加申し込み時に納付した入札保証金は没収になります。

### 【契約保証金の取扱い】

売買契約締結と同時に売買代金全額を納付していただくので、契約保証金を支払う必要はありません。

### 【使用用途の制限】

当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、またはこれらの用に供されることを知りながら、当該物件を第三者に譲渡し、若しくは地上権、賃借権その他の使用および収益を目的とする権利の設定をすることはできません。

### 【移転登記前の使用制限】

落札者は、売却物件の所有権移転登記完了前に、売却物件に地上権や賃借権などの使用・収益を目的とする権利を設定したり、当該物件を売買などによる所有権の移転をすることはできません。

## 3. お問い合わせ先

横須賀市上下水道局経営部用地管理課用地担当

[lad-ws@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:lad-ws@city.yokosuka.kanagawa.jp) 046-822-8384

電話受付時間 平日午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）